

令和6年度 身寄りのない人の支援に係る研修 4回目
「身元引受人・身元保証人の役割とは」

日時：令和6年7月30日（火） 14：00～16：30

場所：苫小牧市民活動センター 多目的ホール

時 間	内 容 ・ 講 師
13：30～	受付開始
14：00～	開 会 もしもシート紹介
14：10～14：30 (20分)	「身寄りのない人の支援に係る地域の現状と課題」 苫小牧市明野地域包括支援センター 社会福祉士 小川 雅子氏
14：30～15：50 (各分野15分程度)	パネルディスカッション テーマ「身元保証人等の役割と問題点について」 パネリスト 鈴木 太朗氏（苫小牧市社会福祉施設連絡協議会） 岩泉 晴恵氏（合同会社 Links 代表社員） 高田 耕平氏（高田法律事務所 弁護士） 島脇 崇泰氏（苫小牧市立病院 医療ソーシャルワーカー） 及川 治晃氏（苫小牧ケアマネジャー連絡会 介護支援専門員） コーディネーター 古川 義則氏（とまこまい成年後見支援センター参与）
15：50～16：25	意見交換 / 質疑応答
16：25～16：30	総 括
16：30	閉 会

身寄りのない人の支援に係る 地域の現状と課題

R6.7.30 第4回身寄りのない人の支援に係る研修

明野地域包括支援センター
小川 雅子

みんなが感じていた 「身寄りがない方への支援」 の悩み

関わりを希望しない方の関わり方

- ・心配して訪問しても怒る、文句を言う
- ・病院勧めても行かない
- ・ゴミ屋敷・サービスに繋がらない
- ・自分でサービス断る

医療同意や意思の決定

- 倒れている人発見時
- ・病院へ救急搬送時・救急車同乗時

認知症の対応に困る

- ・処方箋なくす・病院へ行かない
- ・支払いができない・内服ができない
- ・室内汚れている
- ・本人、家族も認知症の認識薄い

身元保証・連絡先がない

- ・入院時（緊急時含）
- ・アパート借りる時・保証人協会依頼時
- ・施設入所時・SOSネットワーク登録時
- ・緊急通報システム登録時

個人情報の把握・共有・連携

- ・近所、民生委員、老人クラブで支援時どこまで手伝うと良いか？
- ・民生委員間での共有や会議時もふみこめない
- ・個人情報の共有ができない
- ・町内会と民生委員のつながりが無い

相談窓口がわからない

- ・死後の自宅処分や光熱費支払いなど
- ・お金の管理・何かあった時
- ・身内に「電話くれても困る」と言われたら
- ・認知症や病気になった時
- ・住民票を移してない人・緊急時

死後の課題

- ・自宅の処分・支払い
- ・賃貸住宅の事故物件
- ・後見人も身元保証や死亡後の対応できない

サービスがなく困る

- ・雪かき・灯油の移動
- ・急な病院受診同行
- ・ちょっとした困りごと
- ・ケースワーカーも夜間対応できず民生委員に連絡が来る
- ・後見まで時間かかる
- ・車の運転心配

見守りの体制がない

- 町内会にない
- ・町内会と温度差がある
- ・民生委員は障がい世帯はわからない
- ・独居の人の集う場所作りが進んでいない

身寄りがない当事者の心配

身内の顔がわからない、徘徊など認知症になったら心配

みんなの実施している事や案

実施している事

- ・お金の管理→社協で管理、後見人活用
- ・災害時救助のネットワーク作り
- ・相談窓口→市で65歳以上の方に配布している生活困窮などの相談カードを薬局・コンビニで配布

案

- ・病態や残薬を確認したうえでの付き添い
- ・買い物難民のための移動販売の充実
- ・日常生活支援のための高齢者の自宅訪問（小・中・高の課外授業）
- ・徘徊時、警察→包括→家に帰す→地域ケア会議で方向性を定める会議が必要？
- ・各病院が保証人等は柔軟に対処するしかない
- ・治療の同意は、ケアマネやソーシャルワーカーにつなぐ
- ・気軽に話せる関係性の構築が必要
- ・情報共有できる体制作り
- ・避難行動者支援者リストの作成を進める
- ・老人クラブの勧誘
- ・本人と関係性ができるよう、足しげく通う
- ・ACPをみんなで学ぶ・理解する



❀次のステップ❀
みんなで考えよう！
「何ができる？」

R6.3.8 地域ケア圏域会議：「お一人様が安心して暮らせる町とは？施設入所編」

施設入所時に身元引受人に求められているイメージ：

- ・何かあった時に相談に乗ったり適切な場所に連絡を取る事ができる
- ・相手の状況を確認したり、話を聞き取る事ができる
- ・世話をしてあげないと大変だなと相手を思いやる事ができる
- ・一人で抱え込まず、周りに協力を求める事ができる

施設入居時：

- ・入居時の家財準備
- ・自宅の引き払いや家財処分

施設入所中：

- ・洗濯や日用品の買い出し

施設退去時：

- ・退去時の引き払いの対応
- ・他の施設に移る時の対応

身の回りの事：

- ・金銭管理
- ・保証人
- ・契約
- ・車、携帯、新聞の処分や解約
- ・動物の世話
- ・仏壇
- ・代筆（届出書・申請）

病院関連：

- ・医療契約
- ・医療同意
- ・入退院時の対応
- ・病院受診の対応（付き添い）
- ・体調急変時の付き添い

死亡後対応関連：

- ・死亡後の遺留品（施設や自宅）の引き取り
- ・死亡時の対応

そもそも・・・

- ・身元引受人・身元保証人・連帯保証人の違いがわかりにくい
- ・施設が身元引受人に対して何をどこまで求めるかわからない
- ・身元引受と後見人の違いがわからない
- ・老人クラブなどでどこまで立ち入って良いかわからない

こんな経験もある・・・

- ・死後葬祭の際に火葬許可証を求められた
- ・身寄りが知的障がいや高齢で正しい判断ができない、機能しないケースもある
- ・後見人によって対応が違う（死後対応も違う。後見人がしてくれないと施設がしないといけない。）
- ・他人が金銭管理をしている人もいる
- ・市で身元を調べてもらった
- ・地域で支えた
- ・特に遠縁の人は、入院時の治療方針等そんな重要な事は引き受けられないと言う

対応事例から感じた事・・・

- ・身元引受人＝親族の代わり（役割が多く、重いイメージ）
- ・**施設入所、手術、亡くなった時など、次の段階に進む時（何か大きい出来事）に役割を求められている**
- ・死後対応が施設が困る
- ・**意外と悩んでいる人が多い**

みんなで考えた事・感じた事

「もしもシート」について：

- ・自分の家族にも書いて貰ったり、お一人さま以外でも使えれば
- ・相談があった際やアセスメント時などに「もしもシート」の内容を聞き取っても良いのでは
- ・病院・救急隊等で活用できれば
- ・市が作ったので、専門職も説明しやすい

「もしもシート」で今後 取り組めそうな事：

- ・サロンや老人クラブで「もしもシート」を普及
- ・救急キットと保管場所を統一してはどうか
- ・「もしもシート」の情報をどこに繋げて、誰がどう動くと解決できるか、フローチャート等をもう少し発展させては？
- ・「もしもシート」を公共施設に設置しては？

その他：

- ・お一人さまに「他者と交流を持つように」伝える
- ・職種や立ち位置を超えた支援のイメージがあり、誰が舵取りをすると良いか
- ・圏域会議で出た課題は直接行政で動いてほしい
- ・課題が複数ある場合も
- ・制度活用ができない人の対応
- ・一人で抱え込まず、ネットワーク会議を活用
- ・身寄りがいない人ほど色々な連携が必要
- ・後見制度を必要時活用する
- ・元気な内から貴重品は周囲が把握、骨や墓じまいも生前に取り組む
- ・代理行為は、生前から
- ・自分は何もしていない事を感じた

出来そうなことをみんなで取り組んでみよう！

みなさんから出た 意見や考え

今すぐできる取り組み

- ・もしもシートの活用拡大
「市民の活用」「専門職が相談時、アセスメント時に活用」「病院、救急隊の活用」
- ・一人で抱え込まず、事前の準備や支援のネットワークを作る
「TMネットワーク会議」「ケース会議」「地域ケア個別会議」を意識して開催し活用する
- ・後見制度を必要時活用する

明野圏域でできそうなこと

- ・自衛の意識を持つように、元気なうちから貴重品は周囲が把握、骨や墓じまいも生前に取り組むための啓発活動の実施
⇒老人クラブ、介護予防教室、町内会などで「もしもシート」の普及や終活、成年後見制度の説明に関する講話などを計画的に実施する。
おひとりさまが孤立せず、地域で支える仕組みづくりをサポートする。定期的に話す機会を作る。
⇒身寄りがない方の支援をテーマとした圏域会議を次年度も実施し、市民、専門職、行政が共に考え共有する機会を作る。
- ・圏域の町内会館に「もしもシート」を配布する
⇒興味を引けるような設置を市の身寄りない支援チームと打ち合わせをする。

全市的に取り組めたらよいこと

- ・「もしもシート」の普及方法の検討、「もしもシート」をホームページや広報誌で普及、身近なところで目に入る、手にすることが出来るようにする
- ・地域の仕組みづくりにつなげるために、「もしもシート」の情報のつなげ方、誰がどう動くか解決できるかなど、フローチャートを発展させる。
- ・「もしもの時」のガイドブックを作成し、市民にも配布する（鍵預かり、もしもシート等）
- ・身寄りがない方が、施設入所、手術、亡くなった時の対応方法を整理した共通のマニュアルを作成する

明野圏域では…

5年前

10年前

15年前

明野圏域	R6.4	R2.4	H27.4	H22.4
総人口	26,477	28,119	28,924	29,763
高齢者数	8,304	7,734	6,528	5,271
高齢化率	31.40%	27.50%	22.60%	17.70%

明野圏域では…

5年前

10年前

15年前

明野圏域	R6.4	R2.4	H27.4	H22.4
世帯数	15,047	15,129	14,574	14,102
高齢者世帯	4,821	4,228	3,439	2,975
高齢者単身世帯	2,820	2,419	1,931	1,486
高齢者夫婦世帯	1,960	1,775	1,469	1,489

明野圏域では…

- 総人口は減っているが、高齢者数が増加
- 高齢者の単身世帯・夫婦世帯も増加

総合相談	R5	R4	R3	R2
独居	1970	1859	1786	1605
高齢者夫婦世帯	1201	1215	1150	1102
高齢者世帯	3171	3074	2936	2707
全相談数	7001	6162	5948	5302

身寄りのない方の相談の現状

- 認知機能の低下があり、支援が必要な方
- 自己決定能力があり、自身も今後の不安がある方

身寄りがいない方が困ること

（居住に関する連帯保証）

- 連帯保証人がいなくて、引っ越し先のアパートが探せない
- 入院・入所や突然死をされた際、家を片付ける人がいない

（身の回りの支援者がいない）

- 身の回りの準備ができる人がいない
- 特に本人の突発的な体調不良や病院受診などに同行できる人がいない

身寄りがない方で困ること

（金銭管理）

- 本人が元気なうちは良いが、認知力の低下や病状悪化、亡くなった際などで、金銭管理が急にできなくなった際、対応できる人がいなくなる。

（亡くなった後の事⇒死後事務？）

- 突然亡くなった後、家財道具の処理、残った支払いに困ることがある
- 行政手続きや年金手続きなど困ることがある

日頃感じる事や課題

- 今後に不安な気持ちを抱えている高齢者が意外と多いが、不安を解消できるまでの仕組みや制度がない、もしくは知らない。
- 「遺言書」「もしもシート」などを作成していても、その存在がわからないと本人の意向が反映されないのでは
- 高齢者に限らず、だれもが「身寄りがない方」となる可能性がある

- 「介護保険」や「子育て支援」は、
「家族だけでは支えることができない」ための仕組み
- いまだに世の中は、「家族による支援」が当たり前
※特に、入居や入所、医療における方針の決定は、
「身寄りがあること」が前提となっている？

『身寄りがない事がスタンダード』

苦小牧でも、

「身寄りがないことがスタンダード」

となるのは目前！

市民も専門職も

みんなで取り組める仕組みを

考えていきませんか？

令和6年7月30日

身元保証人の役割と問題点について

障害者支援施設 樽前かしわぎ園
サービス管理責任者 鈴木 太朗

施設入所時や短期入所（ショートステイ）を利用される場合、利用契約を締結しますが、当施設において身元保証人の方には、契約書を交わす際の身元を保証する方としてお願いをしています。

身寄りが誰もいない方が入所をされる場合は、本人契約という形で利用することが可能です。ただ、基本的にはご身内の方に身元保証人となって頂いております。ご身内が全くいなく友人が身元の保証人をされたというケースもありました。その他、成年後見人が選出されている方については、後見人の方が身元保証人という場合もあります。

当園における身元保証人の方の役割として、以下のことが挙げられます。

- ①利用契約締結時における利用契約書への署名
 - ②緊急時における連絡
 - ③入院時の医療機関の入院保証書署名や病状説明時の立会い・手術の同意書署名
 - ④個別支援計画書やリハビリテーション計画書の同意書署名
 - ⑤インフルエンザ等のワクチン摂取時における同意書への署名
 - ⑥ご家族参加行事の参加や付添
 - ⑦利用者様のトラブルや何かあった際の面談への立会い
 - ⑧利用者様の日用品・嗜好品、衣類、物品購入に際しての購入伺いや処分時の確認
 - ⑨預り金管理サービスを利用されていない利用者様の毎月の利用料等支払い
 - ⑩利用者様の個人外出や外泊時の付き添い
 - ⑪利用者様が退所される時の諸手続き等
- など

施設として身元保証人の方をお願いすることは以上のような内容が主となりますが、それ以上に利用者様はご家族に会いたいという気持ちが強い方も多く、お会いすることで元気になる方もいます。身元保証人の役割ではありませんが、面会に来てお顔を見せてもらえたらという希望はあります。

問題点について

身元保証人の方の続柄として、父親・母親、子、妻または夫、兄弟姉妹・義理の兄弟姉妹等の方が挙げられます。しかし、全ての方が利用者様との関係性が良好であるとは限りません。コロナ禍以前は毎週面会に来られていた方、月に1度は面会に来られていた方もいれば、入所時以降来られない方もいます。長期に渡り入所されている方の中には、昔は両親が身元保証人になっていましたが、お亡くなり、兄弟姉妹など別の方が身元保証人を引き継ぐということもあります。

それぞれ生活されてこられた背景があるため、様々な関係性があることは理解できます。施設側としては、身元保証人の方との良好な関係性を構築・維持していくことも1つの課題であると言えます。面会に来られた際や施設に電話をいただいた際、または施設から連絡を取る際に日ごろの利用者様の生活の様子をお伝えしていくことも必要であると考えています。

その他にも、特にご両親が身元保証人の場合ですと高齢の方もいるため、特に電話でのご連絡だと

聞こえの問題にて伝えたい内容が伝わらないことがあります。必要に応じて文書でのやりとりが必要で時間がかかってしまう場合も出てきます。

身元保証人の方が利用者様の金銭管理をされている場合では、施設への支払いや日用品等の購入の支払いが滞り気味になることもあります。利用者様の年金でご夫婦や一家の生活を支えている場合もありますので一概には言えませんが、利用者様が必要な物を購入することが難しい場合や経済的な搾取が疑われるケースも中にはありました。

また、施設にて預り金管理サービスを利用され金銭管理を正しく行っている中で、昨今の福祉施設における虐待や不祥事のニュースを見られ、本当にきちんと管理しているのか疑問に思われる保証人の方もいます。そのような場合には当施設におけるサービスの内容等をしっかりとご説明等行いご理解をいただくなど、対応をしています。

利用者様の支援の他、身元保証人の方への支援や介入が必要な場合もあります。明確な判定は無いが発達障害や知的な障害を抱えている、経済的に苦しい中で生活をされている、親が施設に入所して生活していることから、祖父母の対応を孫の方が支えているケース等があります。その方のお住まいの行政と調整を図り良い方向に向かう、その方のお住まいの社会福祉協議会に相談をして対応を引き継ぐ、どこにも誰にも気持ちを吐露できない状況について、心情を聞いてほしいと連絡をいただき可能な範囲でアドバイスをさせていただく、など必要に応じてこちらができる範囲ではありますが対応をした経過もありました。

中にはどうしても疎遠になってしまうケースもありました。入所後、書類のやり取りはしばらく可能でしたが、面会や連絡は無く、支払いも滞りがちになりました。

それでも時折支払いがあったため、経過を見ていましたが、伺っていた住所に郵便物を送付しても受け取った形跡が無い、連絡がつかないという状況になり、ご本人の収入状況も施設では確認が取れないため、障害福祉サービスで毎年収入の見直しが行われるのですが、必要書類が揃わず提出できなく、市町村へその旨相談。市町村にてご家族に連絡を取る、住所地へ尋ねる等の対応をしていただけたこともありました。どうしても必要書類が無い状況で、市町村の裁量にて支給決定を出していただくことがありました。

その後も保証人との連絡はつかず居所も不明な状況となり、利用者様の生活に多大なる影響が出ていました。そういった状況を受けて、成年後見支援センター、市町村、相談支援事業所等関係機関の協力を頂きながら、最終的に成年後見の申し立てを行い、成年後見人の選出に至り、利用者様の年金等も手続きを行っていただき後見人の方が管理することで、現在収入の面に関しては安定が図れています。

身寄りがなく、判断能力も問題無く、利用者様ご本人が利用契約を行っている方が、万が一お亡くなりになった場合において、死後の諸手続き等で苦慮することがあります。例えば合葬墓・共同墓に納める形しか方法が無い場合に、市町村の窓口の担当者の方によって対応が異なりますが、ご家族でないと手続きができませんと受付してもらえないことがあります。この場合には関係機関との連絡調整等が必要となり対応に時間を要してしまいます。身元保証人がある場合には対応を一任できますが、保証人の方がいらない場合に非常に対応に苦慮するという点では課題だと思われます。

身元保証人の方については、色々なお立場や生活背景があるため一概には言えませんが先程も申し上げた通り、利用者様との関係性の維持と併せて施設と保証人の方の関係性も維持をしていくことが必要で、密接な関係とはいかないまでも、良好な関係を築くことが、ひいては利用者様の支援の向上に繋がるのではないかと考えます。

令和 6 年 7 月 30 日

合同会社 Links における身元保証人不在時の課題

合同会社 Links
代表社員 岩泉 晴恵

合同会社 Links R5/11/27 設立

【設立経緯】

介護施設、障がい者自立支援 GH,生活困窮者支援事業（一時生活支援・家計改善支援）等に携わり苫小牧市における住宅確保要配慮者住居支援を中心に活動を始める。

【事業内容】

- 居住支援事業
- 生前整理・遺品整理業 地域統括会員 遺品整理士 認定第 IS49334
- 古物許可証 第 10102000002625

居住支援住所～戸建て

苫小牧市しらかば町 定員 3 名（現在満室）

苫小牧市柏木町 定員 3 名（現在 2 部屋空室）

* 東胆振圏域地域生活支援拠点事業 特定非営利活動法人 ラポルト様への空き室情報提供

- 入居・見学への経緯 R6/3/1～R6/7/15

経緯 内容	苫小牧地域包括 センター	苫小牧市総合 福祉課	苫小牧市障がい 福祉課	医療機関
入居	1 名	2 名	1 名	2 名
見学のみ	0 名	3 名	1 名	2 名
合計	1 名	5 名	2 名	4 名

- 入居前居所（一時入居・見学者含む）

医療機関	一時生活	知人宅	車上	自宅
4 名 * 注 1	2 名	1 名	1 名	4 名

* 注 1 医療機関入院のため入居前自宅としてはあるが、直接入居された場合の前居所

- 入居者経済状況（一時入居含む）

生活保護のみ	生活保護・年金	年金のみ	給与収入
1 名	3 名	1 名	1 名

- 入居者親族関係（一時入居含む）

婚姻歴無し、親兄弟、子供 無し	婚姻歴無し、親兄弟有り	婚姻歴有り、配偶者・兄弟 子供有り
0 名	4 名	2 名

- 年代別（一時入居・見学者含む）

年代 性別	20 代	40 代	50 代	60 代	70 代
男性	0 名	1 名	1 名	4 名	3 名
女性	2 名	0 名	0 名	1 名	0 名

- 当社支援内容

食事提供・服薬管理（声かけ、提供・見守り）・各機関連絡手続き同行、代行
24 時間緊急対応（夜間電話対応）

* 通院同行・送迎（基本外部事業所利用）

【現在の地域との繋がり】

- 自治会等に参加し地域への理解を行っている

今後は地域の催し等に参加し、高齢化が進んでいる地域との問題と密に関わる体勢が出来ればと考えています。

【当社課題】

- 入居者が高齢者、障がいを持っている方が大半なため、各福祉との連携づくりが重要と認識しています。
- 今後当社のみでは受け入れには限界があります。
民間賃貸住宅への入居拡充に向けての問題として
貸主が高齢者等の入居を拒む理由の一つであり、葬儀などの死後事務や借主が亡くなった後に家財道具等が残されることが挙げられます。
身寄りがいないことにより残置物処理が貸主負担となるため、貸し渋りが生じます。
大家の負担、不安を軽減するために、あらかじめ入居者が死後事務委任契約を利用できる体勢を整える必要がある。
- 死後事務委任契約事業（本別町事例）
本人が亡くなった際に、葬儀や家財整理、役場等での諸手続き、公共料金等の解約手続き・精算事務等を行う。
- 居住支援法人として、身元保証、緊急連絡先となり支援のネットワークを組み不動産業者・大家と連携することで滞納を防ぎ、借主の訪問、安否確認を行うことで早期に解決できる取り組みが必要。

【当社の役割目標】

- 住宅確保要配慮者に対し「居住支援法人」として道からの指定を受けるため現在の実績（過去5年間で概ね1年の活動実績が必要）を残すことです。
- 「居住支援法人」となることで財源の確保、広範囲の活動が可能になります。
当社では下記の業務として②～④を主に行う予定です。
＊ 現在、苫小牧市には1団体のみ。

【居住支援法人の行う業務として】

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に関わる情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に付帯する業務

＊ 居住支援法人は必ずしも①～④全ての業務を行わなければならないものではない

第4回身寄りのない人の支援に係る研修

身元保証人の役割と問題点

苫小牧市立病院
地域医療連携室
島脇崇泰

苫小牧市立病院の概要

- 病床数382床（一般病棟281床）
- 診療科目23科
- 平均在院日数9.2日（R5年度平均）

【特徴】

二次救急の医療機関

- 入院や手術を要する重症患者を365日24時間体制で受入れする

入退院の制限（急性期一般入院料1）

- 平均在院日数16日以内
- 重症度、看護・医療の必要が高い患者の入院割合が一定割合以上
- 在宅復帰率80%以上

軽症以外の患者を随時受入

生活課題の有無を問わず受診・入院となる

長期に入院はできない仕組みで、また一定数の自宅退院が求められる

本日の内容

1. 医療同意
2. 入院療養上必要な日用品の準備・用意
3. 自宅の保全・事務管理
4. 金銭・貴重品管理と医療費の支払い代行
5. 退院に向けた対応

元の生活に戻る場合

元の生活に戻れない場合

6. 死亡対応

1. 医療同意

[課題]

意識状態が保たれている場合は本人と相談することで解決するが意識状態が悪い場合には話し合うことができない

[対策]

厚生労働省ガイドラインを参照し対応
本人の意思を推定しうる関係者との協議にて判断する
意思を推定できない場合は多職種で協議し本人に最善の利益を考える
(本人と関係する在宅関係者に相談し対応頂いている)

2. 入院療養上必要な日用品の準備・用意

[課題]

入院に必要な物品（下着類、バスタオル、コップ、歯ブラシ、靴など）の用意

下着・バスタオルなど洗濯が必要となった場合

本人から「家から〇〇を持ってきてほしい」などの要望

[対策]

本人と相談し売店で購入代行（意識・所持金ある場合）

包括センター・ケアマネなどに持参の相談

必要性がある場合のみ、当院スタッフが外出同行or複数名で自宅に出向く

意識がない場合は当面病院内の物を使用するしかない

病棟の洗濯機を使用し病棟スタッフが対応せざるを得ない

- ・ 8月からCSセット導入。経済的に問題ない患者の場合は解消されるが、経済苦ある患者について課題が残る

3. 自宅の保全・事務管理

[課題]

① 家の管理

- ・ 自宅玄関の施錠
- ・ 水道の水落とし、電気のブレーカー、ストーブを消す、冷蔵庫の中の物など
- ・ 郵便物の受取り（ポストに入れてそのままになる）
- ・ 自宅を処分する場合、家財廃棄の対応者（業者見積時・処分時の立ち合い）

② 家財管理・その他

- ・ 車や自転車の管理（自宅以外に駐車しているなど）
- ・ ペットの世話

3. 自宅の保全・事務管理

[対策]

本人と相談し関係機関・地域に相談し代行依頼
また必要に応じて当院スタッフが代行

自宅処分の廃棄業者対応などはアパートの場合、大家に
相談。持ち家の場合は市役所・包括支援センターに相談

【悩み】

意識状態が悪い場合、判断する者がいなく動けない（勝手に家に入れないなど）

4. 金銭・貴重品管理と医療費の支払い代行

[課題]

① 金銭

- ・ 緊急の入院で現金の持参がなく日用品を購入できない
- ・ 元々の経済苦で所持金が少ないため医療費支払いができない
- ・ 多額の現金を持参しており防犯上心配がある

② 貴重品

- ・ 銀行通帳やキャッシュカードなど持参がある
- ・ 上記が家にあり現金を引き出せない

③ その他

- ・ 健康保険証の持参がない、有効期限切れ、未払いがあるなど
- ・ 生命保険などの手続き

4. 金銭・貴重品管理と医療費の支払い代行

【対策】

① 金銭

- ・ 救急搬送時に包括支援センター等介入ありの場合、自宅から回収頂くなどの相談
- ・ 本人と相談し外出同行or自宅に出向き回収
- ・ 本人と相談し生活保護の検討や場合により通報
- ・ 院内の所定の場所で現金・貴重品を預かる（出納簿・管理台帳）

② 貴重品

- ・ 現金と同様病院内の所定の場所で管理
- ・ キャッシュカード暗証番号を覚えている場合は院内ATMを利用

③ その他

- ・ 健康保険証関連は市役所（保険年金課）に相談
- ・ 生命保険会社へ電話代行し本人と代わるなど

【悩み】

意識状態が悪い場合、判断する者がいなく生活保護申請など 緊急の対応以外勝手に動けない

5. 退院に向けた対応

[課題]

- 元の生活に戻る場合、自宅の場合はライフラインの回復・帰宅時の衣類など
- 元の生活に戻れない場合、受入先が見つかりづらい
 - ・ 身元保証人がいないという理由で受入不可、または基準が厳しい
 - ・ 金銭管理者がいないという理由で上記同様
 - ・ 入所に必要な物（カーテンやカラーボックス等）の用意ができない

5. 退院に向けた対応

[対策]

市役所やケアマネやアパートの場合大家に相談

【悩み】

元の自宅に戻れない場合、意識状態がクリアでも受入先が少ない

意識状態が悪いまま療養先を選定する場合は成年後見制度を活用するが時間がかかる

金銭管理者が定まらない段階では受入先が（ほぼ）ない

6. 死亡対応

[課題]

本人が死後の葬儀業者を決めておらず、死亡後の連絡先がない

本人の意識状態が悪く死亡後どうするか確認できない

[対策]

本人と相談し死亡後の葬儀業者を確認する

意識状態が悪い場合、総合福祉課に相談する

課題にかかる見解

[成年後見制度の活用]

- 入院前から制度利用している場合、スムーズに支援が展開する
- 入院後に本人と相談・確認していくことが難しい場合が多い
 - ⇒ 対象になる場合、積極的な制度活用が望ましい
- 制度の対象とならない自立していた方が入院しその後意識不明瞭となった場合
 - ⇒ 対応について迷うことが多い

課題にかかる見解

[地域との協働]

本人の意思が確認できる場合、必要な手続き・行為のみ代行すれば解消されることが多い

⇒ 病院職員のみで対応することの限界

地域生活の維持にかかる手続きの代行については
関係者と協力して対応

身寄りのない人の支援に係る研修

高田弁護士法律事務所

弁護士 高 田 耕 平

1 法定後見制度

精神上の障害により判断能力が十分でない場合に、家庭裁判所が成年後見人等を選任して、成年後見人等が本人のために財産管理や身上監護を行う制度。

2 任意後見制度（任意後見契約）

委任者が、受任者に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であって、家庭裁判所より任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定めのあるもの。

3 財産管理委任契約

委任者が、受任者に対し、自己の財産管理や生活上の事務等を委任することを内容とする契約。

4 実務上の課題

- (1) 医療同意権（医的侵襲行為に対する同意権）を有しない
- (2) 身元保証人・身元引受人を引き受ける義務はない
⇒ 施設利用料や入院費の支払の確保、緊急時の連絡先の確保、死亡時の遺体・遺品の引取りの手配。
- (3) 本人の死亡より終了する（死後事務の問題）
 - ① 民法873条の2に基づく死後事務
法定後見人は、個々の相続財産の保存に必要な行為、弁済期が到来した債務の弁済、死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結、その他相続財産の保存に必要な行為を行うことができる（法定後見人＋必要性＋相続人の意思に反しない）。
 - ② 事務管理に基づく死後事務
 - ③ 死後事務委任契約の締結
 - ④ 相続財産清算人（相続財産管理人）の選任申立て

以上

身元保証人等の役割と問題点について

～ 関わりのなかで思う事 ～

介護サービスさわやか居宅支援事業部
管理者・主任介護支援専門員 及川 治晃

※身寄りのない方、以降は「おひとりさま」と便宜上 表現させていただきます。

○おひとりさまの思考

- ・親戚親類はいるけれど、関わりを好まない、嫌う人。近隣とも付き合いが少なく、友人も少数。年齢を重ね、その友人も亡くなり、交流する人がいなくなる。
- ・親兄弟なく、親戚もいない。単身の場合。現役で仕事していた時の仲間はあるが、退職後は交流もない
- ・孤独は気楽さ、自由、煩わしさが無くて良い等々、人とのつながりを求めている事が多い。
- ・「自分一人なので、何かあっても誰かが何とかしてくれるでしょ」「別に何もしてもらわなくてもいい」の言葉。
- ・他人の力を借りなくても何でもできる、先々に老化がある事を余り気にしていない等、関心や危機感のない傾向がある。

○おひとりさまが高齢期になり、色々支障が出てくる。

- ・日々の生活(買い物や家事、外食等)が今まで通りにできなくなる。生活が変化すると困り事が出る。
- ・病気や怪我をしても自分で対処できなくなってくる。体調が悪くても気付いてくれる人もいない。
- ・病院での入院、施設入所等々の状況になり、周囲が大変になる。保証人・身元引受人等の問題。
- ・病院、施設、在宅復帰、その選択ごとに関わる支援者が変わる。引継ぎするも、なかなか同じ状況は作れない。求められる内容にすべてが答えられるわけではない。
- ・入院時は日用品の準備や補充、洗濯物の対応、入院費用の支払い、病状の説明や治療方針、今後の生活の相談等が出てくる。特に手術の同意に関しては困る。判断は出来ない。医師の判断に委ねるしかない。

- ・施設入所に関しては、保証人・身元引受人等の問題が出てくる。体調の急変や死後の対応について心配される。キーパーソンの存在は重要になる。勿論、利用料金の支払い等についても入院時と同様。
- ・金銭管理については、『日常生活自立支援事業』の活用も検討に。在宅生活者に限る条件が。
- ・成年後見制度については、判断能力が不十分な人に対する権利擁護の制度として位置づけされている。全てのおひとりさまに合致するわけではない。
- ・色々な事態になっても、おひとりさま本人にはその大変さは伝わらない。報告や相談してもどこか他人事・・・。

○ケアマネジャーとして思う事

- ・おひとり様との関わりが介護サービスの調整として始まり、サービスで調整が付かない所にどうしても介入する事になる。入院や入所になると更にシャドーワークが発生する。
よく言われるし聞かれる話だが、どこまでがケアマネの仕事なのか・・・。
※ 明確な回答は出来ない状態です。
- ・おひとりさまとの出会いから、先々を見据えられる資源があれば。
※財産管理契約や任意後見契約等々、大都市には存在するようだが、苫小牧市内には・・・。
あるかもしれないが、どこがしているのかどうかも情報が少ない。
- ・日常生活自立支援事業に関しても、在宅生活者の限定されている為、ケアハウスや軽費老人ホーム等の利用者も自己管理が難しい話を聞く。財産管理契約や任意後見契約等々の活用が出来れば、住まい替え等々の負担も減らせるのではないかな。
- ・死後の事務、葬儀・遺骨等々、誰がするの？となるケースもあるのでは。